

東海市農業委員会総会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和7年（2025年）9月19日（金）

開会 午後2時

閉会 午後2時28分

場 所 東海市役所（501会議室）

2 出席委員（13人）

農業委員

1番 久野光洋

2番 櫛 順一

3番 坂 康彦

4番 坂 真知

7番 蟹江永規

8番 太田錦臣

9番 澤木 眞

11番 小島康嗣

12番 小野直之

農地利用最適化推進委員

北地区 土方秀永

北地区 小野剛憲

南地区 大村泰誉

南地区 今津英伸

3 欠席委員（5人）

5番 荒谷 知

6番 加古勝巳

10番 早川峰子

北地区 山中正直

南地区 井村真道

4 職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 濱田 融

統括主任 平松久知

主事 菅家健司

主事 林 美波

5 傍聴者の数

なし

6 議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

7 議 事

(久野 光洋会長 (以下「会長」という。))

それでは、ただいまから、9月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は9人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は4人です。

(会 長)

日程1「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号7番蟹江 永規委員、同じく8番太田 錦臣委員を指名いたします。

(会 長)

日程2「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

(会 長)

日程3 議案第38号「農地法第4条(知事)」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第38号「農地法第4条(知事)」1ページについて説明させていただきます。

件数は1件、畑234㎡です。

申請番号201号は、生活の安定のため、自己用住宅を建設するための4条許可申請でございます。

農地区分は、第2種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

資力、信用等に問題はありません。

以上です。

(会 長)

次に、富木島地区担当委員から意見をいただきますが、本日欠席のため、事務局から申請番号201号について説明をお願いします。

(事務局)

申請番号201号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第38号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

(会 長)

日程4 議案第39号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第39号「農地法第5条（知事）」2ページから4ページを説明させていただきます。

件数は4件で、田2,379㎡、畑629㎡、計3,008㎡です。

始めに、申請番号187号は、現在所有の貸倉庫及び貸車庫が土地収用事業により移転することとなったため、代替地を確保するための5条許可申請です。

農地区分は、第3種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでござい

ます。

続きまして、申請番号２０２号は、個人事業主として自動車整備工を営んでいて、事業は好調で、受注件数は増加しており、敷地内に駐車するスペースが不足しているため、新たに駐車場用地を確保するための５条許可申請です。

農地区分は、第１種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

続きまして、申請番号２０４号は、現在加木屋町二丁目にて診療所（皮ふ科）を経営しているが、患者の増加に伴い増築等を考慮したところ、現在の場所では困難となったため、近隣にて新たに診療所（皮ふ科）を建築するための５条許可申請です。

農地区分は、第１種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

続きまして、申請番号２０５号は、隣接地での「はま皮ふ科クリニック」の開院に合わせて、地域住民に医療サービスを提供するため調剤薬局を建築するための５条許可申請です。

農地区分は、第１種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

なお、４件とも資力、信用等に問題はございません。

以上です。

（会 長）

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１８７号について、今津委員お願いします。

（今津委員）

申請番号１８７号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会 長）

次に、荒尾地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２０２号について、小野剛憲委員お願いします。

（小野剛憲委員）

申請番号２０２号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を

及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２０４号及び２０５号について、坂康彦委員お願いします。

(坂康彦委員)

申請番号２０４号及び２０５号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(坂真知委員)

議案とは関係ないが、以前、愛知用水のバルブを転用許可がおりたら撤去しなければいけないと話していたと思うが、結論はどうなったか。

(事務局)

転用許可後、愛知用水のバルブは撤去しなければいけません。

(坂真知委員)

撤去されているか現地確認はするのか。

(事務局)

転用許可後、工事が完了したら完了報告を現地写真を添付して提出してもらうが、計画通りの現況になっているか確認するもので、愛知用水のバルブ撤去の確認はしていません。

(坂真知委員)

愛知用水のバルブが残ったままの場合、どうなるのか。

(事務局)

愛知用水に確認します。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第 39 号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

(会 長)

日程 5 議案第 40 号「農用地利用計画変更に係る事前協議（除外・編入）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第 40 号「農用地利用計画変更等に係る事前協議（除外・編入）について」5 ページをご説明させていただきます。

件数は 2 件で、畑 2, 354 m²でございます。

始めに、申請番号 206-1 号でございます。

申出者は、管工事業を行っているが、業績が伸びてきており、資材置場、駐車場が不足しているため、新たに資材置場兼駐車場を確保するものでございます。

業務の効率性の観点から、主な顧客の近隣で土地を選定いたしましたが、適地がないため、農用地区域ではございますが、当該土地を選定したものでございます。

続きまして、申請番号 206-2 号でございます。

申出者は、東海市加木屋町で整形外科を行っているが、来院患者が増加しており、駐車場が不足しているため、新たに駐車場を設置するものでございます。

既存の駐車場は既に許可済みであり、既存敷地の近隣で土地を選定いたしました。

なお、今回の申出でございますが、農用地区域除外の要件

- ・当該土地を農用地以外の用途で使用するに适当性があり、他の土地で代えることが困難なこと。
- ・地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・除外により当該地域内の農用地の集団化、農作業の効率化等農地の利用に支障がないこと。
- ・除外により、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れがないと認められること。
- ・除外により、当該地域内の農業用水等の農業施設の機能に支障を及ぼす恐れがないと認められること。
- ・農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年以上が経過した土地であること。

等除外の要件及び県の同意基準いずれも満たしているものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２０６－１号について、小野直之委員お願いします。

(小野直之委員)

申請番号２０６－１号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号２０６－２号について、坂康彦委員お願いします。

(坂康彦委員)

申請番号２０６－２号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第４０号は、原案のとおり同意いたしました。

(会 長)

日程６ 議案第４１号「非農地証明」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第４１号「非農地証明」６ページをご説明させていただきます。

件数は１件で、畑１９５㎡でございます。

申請番号１８０号は、昭和４７年先代が相続で取得したが、既に山林化しており、接道がなく傾斜地のため、農地としての利用が困難なため、証明するものでございます。

以上です。

（会 長）

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１８０号について、小野直之委員お願いします。

（小野直之委員）

申請番号１８０号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（澤木委員）

観福寺周辺で以前も証明がなかったか。

（事務局）

非農地証明ではなく、現況が違反で駐車場になっていた農地を是正するための転用許可がありました。

（樋委員）

現況が山林になっている農地に適用するものだと思うが、証明した場所の隣地はどうなっているか。

（小野直之委員）

現地確認に行きましたが、周辺も急傾斜地の山林でした。

（樋委員）

農地から外れて山林になった場合、管理はどうなるのか。

（事務局）

農地から外れても、山林として草の管理や伸びてきた枝を伐採したりなど管理はする必要があると思います。

（会 長）

昭和４７年に先代が相続し、その頃から山林化しているとあるが、これは現地確認しただけだとわからない。申出にその当時山林化していたことがわかる写真など

添付を求めてもよいのでは。

(事務局)

国土地理院の航空写真であれば、当時の現況を確認できるので、添付する資料として求めることはできると思いますが、検討します。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第41号は原案のとおり証明することにいたしました。

(会 長)

日程7 議案第42号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第42号「生産緑地法従事者証明」7ページをご説明させていただきます。

件数は2件で、畑1, 390㎡でございます。

申請番号174号の買取申出理由は、主たる従事者の死亡によるもので、死亡前は農業に従事していたものでございます。

申請番号185号の買取申出理由は、主たる従事者の故障によるもので、故障前は農業に従事していたものでございます。

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり証明することにいたしました。

(会 長)

日程8 報告第30号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」から、日程11 報告第33号「農地法第18条（通知）」までの4件を一括議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

始めに、報告第30号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」8ページから9ページを説明させていただきます。

件数は3件で、田1, 290㎡、畑4, 673㎡、合計5, 963㎡です。3件とも、相続により所有権を取得したもので、あつせん希望はありません。

続きまして、報告第31号「農地法第4条（届出）」10ページを説明させていただきます。

件数は1件で、畑1, 268㎡です。転用目的は、住宅建築（長屋住宅）です。

続きまして、報告第32号「農地法第5条（届出）」11ページから14ページを説明させていただきます。

賃貸借権が2件、所有権移転が3件で、田7, 611㎡、畑719㎡、計8, 330㎡です。

転用目的は、分譲住宅1件、住宅敷地1件、重機置場1件、大型トラック駐車場1件、建設機械保管場1件でございます。

続きまして、報告第33号「農地法第18条（通知）」15ページから16ページを説明させていただきます。

件数は2件で、畑6, 004㎡です。

申請番号179号は、貸人からの申出により、使用貸借権を解除するものです。

申請番号189号は、借人からの申出により、使用貸借権を解除するものです。

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、日程 8 報告第 30 号「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)」から、日程 11 報告第 33 号「農地法第 18 条(通知)」までの 4 件を終了いたします。

(会 長)

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局主事菅家健司が作成したものを、事務局長濱田融が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 久 野 光 洋

署名委員 蟹 江 永 規

署名委員 太 田 錦 臣